



令和6年4月17日
京都市文化市民局

担当 暮らし安全推進部消費生活総合センター
TEL 075-366-2250

5月は消費者月間です！

令和6年度消費者月間

デジタル時代に求められる消費者力

～その情報、だいじょうぶ？～

オンライン同時開催

「消費者基本法」の前身に当たる「消費者保護基本法」が施行され、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定めています。

これを受け、消費者庁において毎年統一テーマ（裏面参照）が定められ、このテーマの下、消費者、事業者、国や地方公共団体等の行政が一体となり、全国で消費者啓発や学習会などの様々な取組が行われます。

京都市では、令和6年度の統一テーマ「デジタル時代に求められる消費者力とは」の下、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都（京都消団連）との共催による取組を実施します。

1 日時

令和6年5月26日（日）午後1時30分～午後3時40分（開場：午後1時）

2 会場

京都経済センター3階 会議室3-H

（〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）

3 内容

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

そうしたデジタル時代において、消費者が安全・安心を確保しつつ、豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、講演とパネルディスカッションを通じて学びます。

【講演】「ネットリテラシーを上げよう」最新のネットトラブルの傾向と対策

講師：原田 由里氏（(一社)ECネットワーク理事）

【パネルディスカッション】「デジタル時代に求められる消費者力」

ファシリテーター：加藤 進一郎氏（弁護士）

パネリスト：原田 由里氏、カライスコス アントニオス氏（龍谷大学教授）、

消費者代表2名

4 参加方法

- ① 当日会場での参加 定員40名（参加費無料 先着順）
- ② Zoomウェビナーにてオンラインでの参加
 - ・申込時に記載されたメールアドレス宛てに招待用のURLを送信します。
 - ・通信料は参加者負担となります。

5 申込方法

氏名、電話番号、参加方法（上記①又は②）、Zoom招待URLをお送りするメールアドレス（②の場合のみ）を添えて、ホームページ、メール又はFAXでお申し込みください。

【申込期間】令和6年5月1日（水）～5月22日（水）

【申込先】NPO法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

H P : <https://consumers-kyoto.net/>

F A X : 075-251-1003

メール : info@consumers-kyoto.net

件名は「5月26日申込み」とし、上記申込事項を記載してください。



申込フォームは
こちらです！

6 主催

京都市、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

7 後援

京都府生活協同組合連合会

8 問合せ先

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

TEL : 075-366-2250

<参考>令和6年度消費者月間統一テーマについて

テーマ デジタル時代に求められる消費者力とは

趣旨 デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

そうしたデジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなもののでしょうか。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていくことが求められています。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、令和6年度の消費者月間においては、「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一テーマとして掲げます。

「デジタル時代に求められる消費者力」 ～ その情報、だいじょうぶ? ～

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。そうしたデジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなものでしょうか。自立した消費者として「デジタル時代に求められる消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう講演とパネルディスカッションを通じて学びます。

日時

令和6年 **5月26日** (日)
..... 13:30～15:40

場所

京都経済センター 3階 (会議室3-H)
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地



- 京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出て26番出口直結
- 阪急電車京都線「烏丸駅」西改札口出て26番出口直結
- 京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ
- 京阪電車「祇園四条駅」下車 市営バス「四条京阪前」より乗車約9分

【講演】

「ネットリテラシーを上げよう」
最新のネットトラブルの傾向と対策



原田 由里 さん
(一般社団法人 ECネットワーク理事)

【パネルディスカッション】

講師の原田さん、龍谷大学教授の
カリスコス アントニオスさん、
消費者代表の方をパネリストに
お迎えし、加藤進一郎弁護士の
ファシリテートで「デジタル時代
に求められる消費者力」について
パネルディスカッションを行い
ます。

参加方法

① 会場定員 **40名** **参加費無料**
(定員になり次第締め切ります。)

- ② Zoomウェビナーにてオンラインでの参加
- 申込時に記載されたアドレス宛てに招待用のURLを送信します。
 - 通信料は参加者負担となります。
 - Wi-Fi 等を利用せずに、パソコンやスマートフォンから参加する場合、通信料金が高額になることがありますのでご注意ください。

参加申込

お名前、電話番号、参加方法 (左記①又は②)、
Zoom 招待 URLをお送りするメールアドレス
(②の場合) を添えて、ホームページ、メール
又は FAX でお申し込みください。(様式任意)



(申込フォームはこちら)

申込期間：

5月1日(水)～5月22日(水)

5月は「消費者月間」です。

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が1968年5月に施行され、その施行20周年を機に、国において1988年から毎年5月を「消費者月間」と定め、今回で37回目となります。

「消費者月間」では、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題の啓発・教育等の取り組みを集中的に行っています。

消費者月間統一テーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」

〈趣 旨〉

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

そうしたデジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなものでしょうか。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解や、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていく 必要がありそうです。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、令和6年度の消費者月間においては、「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一テーマとして掲げます。

「デジタル時代に求められる消費者力」

～その情報、だいじょうぶ?～

お申し込み FAX 用紙 (075-251-1003)

氏 名		参加方法 (選択ください)	<input type="checkbox"/> 来 場 <input type="checkbox"/> オンライン
TEL		メール アドレス	※オンライン参加の場合、Zoom 招待URLをお送りする アドレスをご記入ください